

## 平成28年第1回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

平成28年1月12日（火曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第1号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）について
- 第7 議案第2号 財産の処分について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	八鍬光邦君
福祉保健課長	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	佐藤純一君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
社会教育課長	山本正徳君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からご指示がありましたので議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前8時50分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成28年第1回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は4件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告を受けることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間とします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

仁木選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が4件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、9番、堤三樹磨君、10番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

1月5日の消防の出初式、6日の新年交礼会、10日の成人式等でお話をさせていただきましたけれども、今年が開基120年の記念の年でございます。記念式典を11月1日と予定しているところでございますけれども、記念式典はもとより多くの事業が展開され、町を挙げての取り組みになりますので、お力添えを賜りたいと考えているところでございます。この場をお借りしてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、一般会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、3,471万円の追加補正を提案させていただいております。

歳出の総務費では、昨年11月から新しい制度としてスタートしました「ふるさとおもいやり寄付推進事業」につきまして、予算を超える寄付があり、これから3月までの寄付を見込み、歳入の寄付金補正見合いで、基金積立金、寄付者への謝礼、クレジット収納システム使用料の追加。

また後ほど行政報告いたしますが、昨年12月14日に民生費指定寄付金がございましたので、歳入の寄付金と同額の社会資本整備基金積立金の追加。

商工費では、新たに空き店舗改修による出店希望がありましたので、「訓子府町店舗出店等支援事業補助金」の追加を提案させていただいております。

次に、町有林で生産した林産物の売り払い予定価格が700万円を超えましたことから、

財産処分の議決を求める議案。

次に、昨年10月2日に共同利用模範牧場において発生した事故に伴う損害賠償額の決定と和解、またこれに伴う賠償金をそれぞれ専決処分いたしましたので、その承認を求める議案。

以上、提案させていただいている4件の議案の詳細につきましては、副町長または担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、行政報告、民生費の指定寄付金について、ご報告申し上げます。

昨年12月14日に東町の故大谷トキワ様の御子息であります福岡市に在住の大谷哲博様から、生前母が訓子府町に大変お世話になりましたとのことで、福祉に役立てていただきたいと100万円のご寄付をいただきました。

ご寄付を賜りました大谷哲博様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本臨時町議会に補正予算として提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

#### ◎議案第3号、議案第4号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第4、議案第3号、日程第5、議案第4号は関連する議案なので一括議題といたします。各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案第3号の提案説明を申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書7ページの専決処分書のとおりとなっておりますので、損害賠償額及び和解の内容について説明を申し上げます。

1. 事故発生日時、平成27年10月2日（金）午前8時30分頃。

2から5について一括で説明させていただきたいと思っております。

事故発生場所および事故の概要であります。本町美園の町営牧場において、場内の北側にあります第2牧区に放牧されておりました妊娠牛4頭が早朝からの暴風により、牧区内にありますあずま屋の倒壊に巻き込まれ、2頭があずま屋の下敷きに、また2頭が裂傷を負いました。

すぐに治療を行っておりましたが10月13日に1頭が死亡し、12月の上旬には残り

の3頭が無事に子牛を産んでいる状況となっております。このことから一定の状況となりましたので早急に示談を進め、12月14日飼養者の4名の方々のご理解をいただき、損害賠償額の決定と和解が成立しましたので、12月17日、4名の方へ支払いを行ったところであります。

なお、個別損害賠償額の詳細であります。1番の方につきましては、軽い裂傷でありましたので治療費の6,994円、2番の方につきましては、あずま屋の下敷きとなっておりますが治療のかいもあって、治療費のみの2万4,215円、3番の方は、治療を行っていましたが11日後に死亡となっておりますことから、牛体相当額59万7,663円と治療費6万9,538円、それと牛体処理費用1万3,500円の合計の68万701円となっております。4番の方につきましては、大きな裂傷を負っていましたが、市場で売却されましたので牛体相当額、3番と同様に59万7,663円から市場売却額51万3千円を差し引いた残りを損失分とし、8万4,663円と治療費の1万5,849円の合計の10万512円となり、4頭の総額の賠償額につきましては81万2,422円となっております。

以上、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明をさせていただきましたので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の8ページになります。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めますのでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、前段、今、議案第3号の中で損害賠償額及び和解についての専決処分の内容を説明したところですけれども、これに伴う賠償額が決まったことによりまして、予算を12月14日付で専決処分をしたというものでございます。

それでは9ページの専決処分書によりまして、専決処分を行った平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ81万3千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億6,746万3千円とするものでございます。

第2項は、この補正における款項の区分ごとの金額等でございますので、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくということで、内容につきましては、11ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、この事項別明細書の中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは11ページの下の方の歳出、6款、農林水産業費、1項、7目、牧場費の事業区分でいきますと牧場管理運営事業では、先ほど説明しましたように10月2日の暴風により倒壊したあずま屋の下敷きになった牛4頭、該当者4名ですけれども、これの損害に伴う賠償金で総額81万3千円を計上するものでございます。

次に、上の表の歳入になりますけれども、18款、1項、1目の繰越金では、この専決

処分、今回の予算の専決処分の補正にあたり財源調整をするものでございまして、歳出同額の81万3千円を計上しているものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第3号、議案第4号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

6番、余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。7ページの相手方番号、1、2、3、4番の4名の方の賠償額について、説明がありまして、主が治療費で亡くなった牛の方には牛本体代ということですがけれども、この金額というのは、漠然と私なんか考えると少し安すぎるような金額じゃないのかなと思いますけれども、こちら辺、持ち主の方との話し合いの中では円満に金額の調整というのは、なされたのでしょうか。それだけです。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 牛本体の相当額の設定でありますけれども、これにつきましては10月の道内の市場、道内に7か所市場がありますけれども、その10月の市場の価格の平均ということで59万7,663円ということで設定をさせていただいています。この金額については、ご質問がありましたとおりに該当する方について円満な解決がされたかということですがけれども、この内容については、本人、対象者2名ですがけれどもご理解をいただいたということで示談が成立したということでありまして、単純に該当者だけではなくJAの担当の方、それとうちの方に牧場互助会という組織がありますので、その金額が妥当かどうかということたちで一応有識者等についてもこの金額の設定が妥当かどうかという見解も一応聞いている状況であります。

○議長（上原豊茂君） ほかがございませんか。

7番、川村議員。

○7番（川村進君） 7番、川村です。今はじめに安いんじゃないかという話でしたが、私も安いと思います。町長もおられるところで私は言いましたけれども、本町で過去に流産の関係で支払われた金額があるはずで。それを参考に、総務課長に調べておいてくれと言ってありますから、その金額をまず教えてください。それと、この牛が2年育てられて亡くなったときに、3年後から子どもをとったとして、乳量がどのように出るかはわかりませんが、牛は4年か5年間、乳を搾りますから、そのときに、この農家の方が利益を非常に得ることができるはずで。それを人間が交通事故に遭ったときには遺失利益という言い方で裁判とか、いろいろと計算されて計上されてきます。牛も同じだと思います。丹精込めて育てて、あのぼろくその、人間が押しでもグラグラするようなところに入れて、そして事故に遭いました、死にました、市場で決まっている値段を平均して出しました。それでは済まないと思う。遺失利益はどうして計算されないのか。この牛が育っ

て廃牛になるまでの間に何百万円もの収入を得るはずで、それが計算されないで、たかだか68万円なんて、そんな金額では、これは農家が納得したと言うけど、普通の状態では泣いても泣ききれない状態だと思う。だからとにかくこれは安すぎる。どうしてこんな計算になるのか。市場の値段だけで決めたのか。遺失利益は入っていないのか。これについて質問します。

○議長（上原豊茂君） 今の以前の案件については、また後ほど個人的に担当者に確認していただくことにして、今、議員の質問の中でありました遺失利益の判断はどうなったのかということについて回答をいただきたいと思います。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 人で考えれば今、川村議員が言われたとおりであります。ただ、酪農経営の関係になりますので、果たして、そこに牛がいたとして乳を出したとして、経費も含めて、それから経営してどうなるかというのは、その利益を計る部分については想定できないというふうには私は考えております。一般的にそういうふうには思います。ですので間違いなく、この牛がいたからといって利益が上がるというふうには今の現時点では想定できないというふうには考えられます。またここで相当額を出しているというのは、この相当額の牛を取得することによって、その後の利益が生まれるということですので、その時点の牛の相当額で、その後については、そこに同じような牛を飼えば自分の経営によって利益が生まれるということですので、現時点の評価という考え方で処理をさせていただいていますし、その部分については、今回の2件の方も理解しているというふうには思っております。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 飼って育ててという、そのときにどれだけの利益が出るかわからないということではないでしょう話は。普通はそこから本町の牛屋さんが何頭飼って何頭搾ってどれだけの利益が上がっているかという計算がなされていなければどうにもならないんじゃないか。そこでその金額を出したからそれで牛を買いなさい。牛を飼って利益がでるかどうかわからないなんていう、そんなばかな話にはならないんじゃないのかい。普通の状態では考えられない、あなたの言うことは。本来の姿はそこで牛を失った、買えばいいということになればね、そんなものはあなたがいなくなっただけいいことになるんだよ・・・

○議長（上原豊茂君） 川村議員、質問する要点についてはっきりしてください。

○7番（川村 進君） 要点は、とにかく安いし、考え方がおかしい。本来この金額では、その人たちが育ててきたあれが、どこの市場が安い高いはどうかかわからないけれども、本町のやり方は過去のことを考えて、過去の内容は今言えないというから言わないけれどもね、安すぎる。絶対に安い、こんなことで農家が納得したというのはどうも理解ができない。

○議長（上原豊茂君） 今の質問に対して回答。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 高いか安いという部分では、私の方として、牛自体の考え方は金額がこれだからというふうには思っておりません。あくまでも相当額ということでは考えていると思いますし、大切な牛を牧場で飼って、軽易な感じで私は思っておりませんし、



それは4件の農家さん含めて説明をしました中でもそうですけど、単純なことでは思っていないと思います。本当にせつかな牛を預かって今回の事故によって申し訳ない気持ちで謝ってきましたし、単純に金額だから、それでいいという考えは持っていません。ただこの時点でどういうふうに判断するかというのは、やはりその時点の金額を把握する意味で、全道の平均をとったかたちということで金額を設定しているということですので、担当が、大切に育てている牛を軽易な部分では思っていないということは理解をしていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、各案に対する賛成討論を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第3号、議案第4号の採決を行います。

討論のなかった案件につきましては一括採決をいたします。

議案第3号、議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第1号、議案第2号

○議長（上原豊茂君） 日程第6、議案第1号、日程第7、議案第2号を議題といたします。各案に対する提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第1号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の説明を申し上げます。

まず、第1条ですけれども、歳入歳出それぞれ3,471万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ45億217万3千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりになりますけれども、これについては後でご覧いただくこととしまして、詳細はこの後の3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思っております。

この説明につきましては、歳出を中心に先に行いたいと思っておりますので、最後に歳入の方ということで考えております。まず4ページをお開き願いたいと思っております。

上の表になりますけれども、2款、総務費、1項、1目の一般管理費の右側の事業区分、各種基金積立金のふるさとおもいやり基金積立金では、ご存じのように11月9日に新制度を開始後、予想を上回る寄付が集まっている状況にあります。12月の定例会でも追加補正をしておりますけれども、12月に入ってからその勢いは止まらず、12月末時点では寄付額が2,400万円を超えるという状況になってございます。年末のピークは過ぎており1月以降は他の多くの自治体でもその勢いは急激に衰えるのが通常でございますけれども、今回は最初の町長の挨拶の中でもございましたように、今年度の残り3か月、1月から3月までをも見込み、不足する2千万円を追加して計上するものでございます。

また、同時に旧制度の11月8日までの実績に基づく寄付額51万5千円、これと合わせまして今回2,051万5千円を追加するものでございます。

次に、一つ飛ばした下の方になりますけれども、8目の企画費、事業区分、ふるさとおもいやり寄付推進事業では、今説明しました寄付に伴う寄付者への謝礼として2千万円の半分の1千万円と、その下のクレジット納付に係るシステム使用料19万5千円を追加するというものでございます。

一つ上になりますけれども、事業区分でいきますと各種基金積立金の社会資本整備基金積立金では、これも行政報告でもございましたように100万円全額を同基金の福祉に追加するというものでございます。

次に、下の表になりますけれども、7款の商工費、1項、2目の商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、訓子府町店舗出店等支援事業補助金として、新たに空き店舗改修による出店希望者が出たことから1件分の300万円を追加するというものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

まず、上の表の16款、1項、2目の総務費寄付金につきましては、歳出のところでも説明しましたように、基金積立金と同額の2,051万5千円。

その下の3目、民生費寄付金につきましても同様に100万円を計上しているものでございます。

次に、下の表の18款、1項、1目、繰越金につきましては、これは今回の補正の財源調整とするもので1,319万5千円の計上となっております。

次に、別に配布しております資料1をご覧いただきたいと思っております。資料1の平成27年度財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表でございますけれども、備考欄に今回の補正に伴う寄付金額が二つ書いてございますけれども、これによりまして、年度末の一般会計保有見込額は、一番右側の下から4行目になりますけれども38億488

万9千円ということになります。

以上、平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の内容について、説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第2号 財産の処分についての提案理由の説明を求めます。議案書5ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案第2号の提案説明を申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 財産の処分について。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下としまして、事業でありますけれども、町有林生産素材販売であります。

本件につきましては、皆伐が駒里町有林34林班の3、4、5小班の16.39haと間伐の駒里4か所、美園牧場内の2か所の39.97haでございます。

処分の相手方につきましては1月8日に入札を執り行い、5社による応札をいただき、その結果でありますけれども、相手方、物林株式会社 国産材営業部 部長中村雅則氏で、契約金額6,982万円でございます。なお、予定価格につきましては、5,121万円となっております。

樹種別の売払素材でありますけれども、カラマツが6,712.318m<sup>3</sup>、トドマツ1,109.598m<sup>3</sup>、アカエゾマツ349.043m<sup>3</sup>、エゾマツ12.742m<sup>3</sup>、雑木88.074m<sup>3</sup>でございます。合計で8,271.775m<sup>3</sup>であります。

なお、参考まででありますけれども、用途別で申し上げます製材が7,019.919m<sup>3</sup>、パルプ材が1,251.856m<sup>3</sup>でございます。

以上、議案第2号の提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で議案第1号、議案第2号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号、議案第2号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第1号の質疑を行います。議案書1ページ、1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。5ページの町有林生産素材販売の・・・

○議長（上原豊茂君） 川村議員、議案番号が違いますので、それは議案第2号です。議案第1号について今、質疑を行っています。単行議案は1議案ごとです。

議案第1号についての質疑、ほかにごございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。4ページの商工費ですけれども、この店舗出店等支援事業の中で公表できる範囲内でよろしいですので、具体的な中身を教えてく

ださい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 内容ですけれども、東町のある店舗が閉店されるということで、閉店された跡に経営をして、年度内に完成をして開店をしたいということであります。その職種については、焼肉店ということであります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかがございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これより議案第1号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の質疑を行います。議案書5ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。5ページの町有林生産素材販売、この中のカラマツの値段、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツの個々の値段、6,982万円といったら結構いい値段です。だからこれ単価を教えてください。それと伐採にかかった費用がいくらか教えてください。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 価格でありますけれども、入札でありますので、あくまでも予定価格の設定の価格ということでご理解をいただきたいと思えます。

カラマツの用材、多岐にわたりますので、大まかな部分で説明させていただきたいと思えます。カラマツの製材部分、材長、長さですね、1.9m、これが大体1m<sup>3</sup>当たり7,700円、それから2.55m、これが1m<sup>3</sup>当たり9,200円、それから2.2m、これが大体5千円、それから3.1m、これが9,500円、それと3.65m、これが一番多いところでありますけれども6,600円ぐらい。パルプ材、パルプ材でも2種類の単価がありますので、安い方で1,800円、高い方で4,400円、これが一般的なうちの方の設計の単価ということでご理解いただきたいと思えます。

あと経費についてでありますけれども、間伐につきましては、金額2,393万3,322円であります。あと皆伐でありますけれども635万400円、それともう1件、1,874万8,800円。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。算数の話だと思うんですけども、今、課長から予定価格の見積りに係る単価のご説明がありましたけれども、それと材積を掛けたら予定価格の5, 121万円になると思うんですよ、それに対して喜ばしいことながら7千万円近い契約金額になった。そうすると見積りの材積が違ったのか、見積りの単価が実際の相場と違ったのか以外考えられないと思うんですけども、この差の理由を教えてくださいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 予定価格の設定につきましては、国有林、道有林の一般的な市場価格を設定させていただいております。なお、入札についてでありますけれども、現在の管内の状況としまして、原木の抱えている量というんですか、それぞれの木材屋さん含めてそうですけれども、現在不足しているというような状況を聞いております。今後含めてどんどん材量が出てきて価格が下がってくると。今の時点では出始めということで若干価格が高いというふうに聞いております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 山田です。わかりました。もう1点なんですけれども、単純なことなんですけれども、材積というのは、見積ったときの材積と、実際に伐採して玉切りして最終的に積算したものと狂わないものなんでしょうかね、その点ちょっと単純な質問で教えてください。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、皆伐の材積のお話でありますけれども、皆伐の方の委託金額の設定でありますけれども、実績に対する金額ということでもありますので、皆伐の量については想定した数量よりも材積が少なかったです。ですので実績に対する委託料でありますので、入札額より金額が下がっているということで、数量は実数量を確認した上で入札を執行していると。間伐については事業でありますので切った量ではないですので、事業量で計算されますので約面積の20%から30%の間で間伐をされて材が出てきたと。その材についても実績に対する量の入札と。ですので間伐、皆伐、両方とも実績に対する量の入札で執行されているということで、まずは理解していただきたいと思いません。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。先ほど、この皆伐、間伐、その他費用を先ほどお答えしていましたが、ちょっとざっと計算したら4, 800万円近くかなと思いました。それでそれはこの物林(株)のこの契約金額から諸費用は町持ちというんですが、実質いくら町の実質的な収入になったのか、ちょっと伺います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 収入としては全額になります。今回の入札については、山に木を置いておりますので、山から落札された業者が運んでいくということでもあります。ですので、いつ出すかによっても違いますけれども、一応、契約の前段階の現場説明では

1回のみを除雪を町が受け持つということの約束です。ですので例えば、搬出する時に雪が多かったということであれば1回はしますけれども、その間に雪が大量に降ったということでも2回目は町はやらないということになりますので、あくまでも搬出時に除雪を町が1回やるというような内容であります。それ以外は基本的には町が負担するというようなことにはなっておりません。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。要するにこの町有林産物売り払いに関して6,982万円の入札、落札金額でかかった金額を引くと5,100万円を下回るということだね最終的には。そうでしょ。2,300万円、635万円、1,874万円がこれを切り出すのに金がかかっているわけでしょ。そうすると予定価格が5,121万円かい、これを全部6,900万円から差っ引いちゃうと、総額4千何百万円を引くと予定価格より下回ったということですか。そうじゃないですか。4千何百万円かかったら、えらい損こいたというような感じにならないかい。どうだいこれ。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 予定価格が収入でありますので、そこから経費を引けば金額、数字では先ほど私の方で経費だということ4,900万円ちょっとですよ三つ合わせて、それから収入に対する予定価格が5,121万円ですので、数字的な話ですけど220万円ぐらいプラスになるという話、数字的ですよ。ただ、今、単純に経費の話をしていますけれども、木の事業については、それぞれ補助制度がありますので、最終的に前回の議会でも川村議員の方からではなかったかなと思うんですけど、一般質問で黒字になるのかという話ですけども、総体に考えて補助金と、それから経費、売却を含めて、少しではあるけれども黒字ですというような報告をさせていただきました。今回に限らず、植えてから伐採までの経費、それと補助金と合わせると総合的な部分で現在の時点では若干ではありますけれども黒字になっているという収支であります。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いた

しました。

これにて、平成28年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。  
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分